

議案第 12 号

桐生市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例案

桐生市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)の規定により長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

- 第2条 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定若しくは同条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画の変更の認定を申請する者(以下「申請者」という。)は、別表第1に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。
- 申請者は、当該申請に係る建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)が共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)以外の住宅をいう。)の場合においては、前項の手数料のほか、別表第2に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額に、4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額の手数料を納付しなければならない。
  - 申請者は、当該申請に係る建築物が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算により設計されたものの場合においては、前2項の手数料のほか、別表第3に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。
  - 申請者は、当該申請に係る建築物が1戸建ての住宅の場合においては、第1項の手数料のほか、別表第4に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。
  - 申請者が、当該申請に係る住宅の構造及び設備が法第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものを添えて当該申請をする場合にあつては、前3項の規定は、適用しない。
  - 申請者は、法第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手数料のほか、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定により確認を申請する者が、桐生市建築基準法関係手数料条例(令和7年桐生市条例第 号)の規定により納付することとなる手数料に相当する額の手数料を納付しなければならない。
  - 法第9条第1項又は第3項の規定により長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者は、12,000円の手数料を納付しなければならない。

8 法第 18 条第 1 項に規定する容積率の特例の許可を申請する者は、160,000 円の手数料を納付しなければならない。

9 法の規定に基づき認定等を受けたことを証する証明書の交付を受けようとする者は、350 円の手数料を納付しなければならない。

(手数料の徴収時期)

第 3 条 手数料は、認定等の申請の際に徴収する。

(手数料の還付)

第 4 条 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(手数料の減免)

第 5 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、桐生市手数料条例の一部を改正する条例(令和 7 年桐生市条例第 号)による改正前の桐生市手数料条例(平成 12 年桐生市条例第 2 号)の規定を適用する。

## 別表第 1(第 2 条関係)

種別	建築物全体の住宅又は住戸の数	手数料の額
新築	1 戸	18,000 円
	2 戸以上 5 戸以下	33,000 円
	6 戸以上 10 戸以下	52,000 円
	11 戸以上 25 戸以下	92,000 円
	26 戸以上 50 戸以下	161,000 円
	51 戸以上 100 戸以下	279,000 円
	101 戸以上 200 戸以下	514,000 円
	201 戸以上	725,000 円
新築以外	1 戸	26,000 円
	2 戸以上 5 戸以下	48,000 円

	6 戸以上 10 戸以下	76,000 円
	11 戸以上 25 戸以下	135,000 円
	26 戸以上 50 戸以下	236,000 円
	51 戸以上 100 戸以下	408,000 円
	101 戸以上 200 戸以下	734,000 円
	201 戸以上	1,062,000 円

備考 新築以外とは、増築、改築又は法第 2 条第 3 項に規定する維持保全を行う場合をいう。次表において同じ。

別表第 2(第 2 条関係)

種別	建築物全体の床面積(建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)	手数料の額	
新築	200 平方メートル以下	105,000 円	
	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下	126,000 円	
	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下	210,000 円	
	1,000 平方メートルを超え 1,500 平方メートル以下	315,000 円	
	1,500 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下	420,000 円	
	2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下	525,000 円	
	3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下	683,000 円	
	5,000 平方メートルを超え 7,500 平方メートル以下	型数が 20 以下	840,000 円
		型数が 21 以上	945,000 円
	7,500 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下	型数が 20 以下	998,000 円
		型数が 21 以上	1,103,000 円
	10,000 平方メートルを超え 15,000 平方メートル以下	型数が 30 以下	1,470,000 円
		型数が 31 以上	1,680,000 円
	15,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下	型数が 30 以下	1,680,000 円
		型数が 31 以上	1,995,000 円
	20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以下	型数が 30 以下	2,205,000 円
		型数が 31 以上	2,520,000 円
	30,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以下	型数が 30 以下	2,730,000 円
		型数が 31 以上	3,045,000 円
	40,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下	型数が 30 以下	3,255,000 円
型数が 31 以上		3,570,000 円	
50,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以下	型数が 30 以下	4,830,000 円	
	型数が 31 以上	5,145,000 円	

	100,000 平方メートルを超えるもの	型数が 30 以下	5,250,000 円
		型数が 31 以上	5,775,000 円
新築以外	500 平方メートル以下		108,000 円
	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下		173,000 円
	1,000 平方メートルを超え 2,500 平方メートル以下		358,000 円
	2,500 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下		647,000 円
	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下		1,110,000 円
	10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下		2,055,000 円
	20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以下		2,951,000 円
	30,000 平方メートルを超えるもの		3,642,000 円

備考 型数とは、同一の形状、面積、位置、仕様等の住戸の種類の数を用いる。

別表第 3(第 2 条関係)

建築物全体の床面積	手数料の額
2,000 平方メートル以下	42,000 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下	74,000 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下	105,000 円
50,000 平方メートルを超えるもの	158,000 円

別表第 4(第 2 条関係)

床面積	手数料の額
200 平方メートル以下	53,000 円
200 平方メートルを超えるもの	63,000 円

## 議 案 説 明

### 議案第 12 号 桐生市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例 案

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするものです。